

前橋市のごみ処理の現状について

1 ごみ処理量の推移

(1) 総排出量

ごみ総排出量は令和元年度から増加に転じましたが、令和3年度は111,714トンとなり、対前年で1.2%、平成27年度に比べ8.5%減少しました。

なお、人口は令和2年度に比べ0.4%、平成27年度に比べ1.6%減少しています。

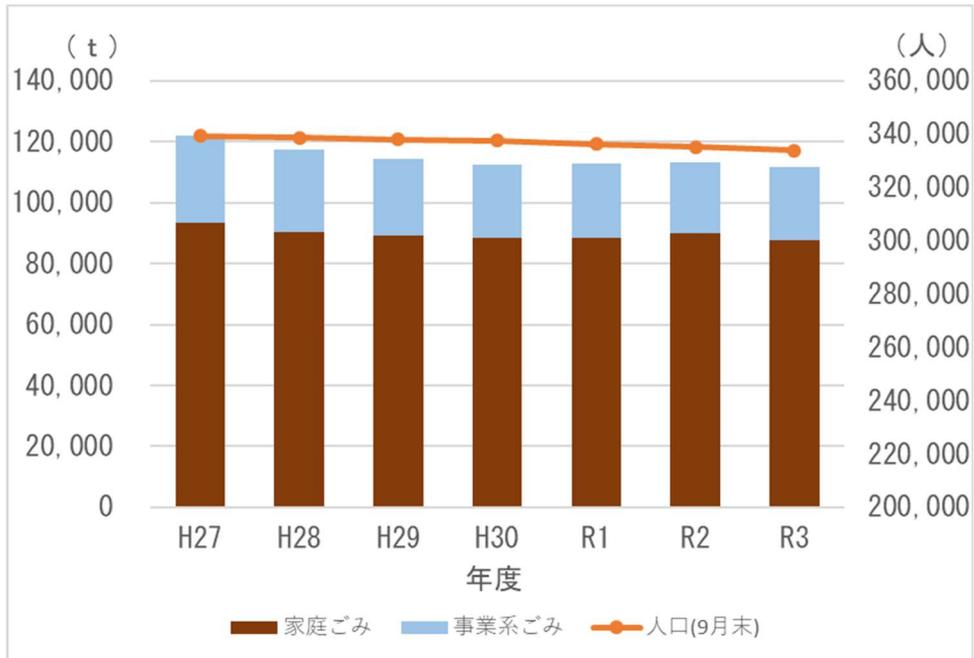
＜表1 本市の人口とごみの総排出量＞

単位：人、t

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
人口(9月末)	339,440	338,705	338,001	337,543	336,284	335,157	333,843
家庭ごみ	93,284	90,534	89,359	88,422	88,606	89,937	87,594
事業系ごみ	28,837	26,898	24,991	24,231	24,393	23,140	24,120
ごみ総排出量	122,121	117,431	114,350	112,653	112,999	113,077	111,714

※ごみ総排出量＝可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ+資源ごみ

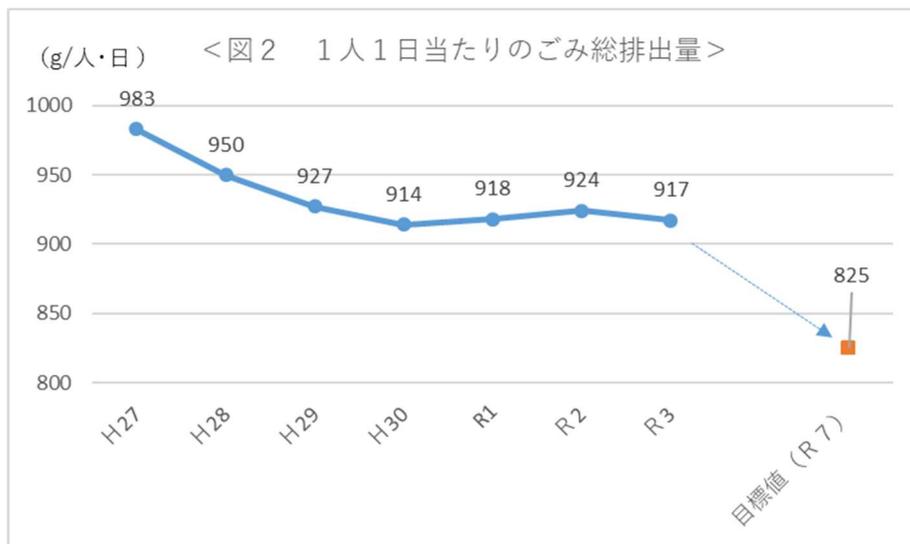
＜図1 本市の人口と総排出量の推移＞



(2) 1人1日当たりの総排出量

報道発表等で使われている指標

令和3年度は917グラムとなり、対前年で7グラム、平成27年度からは66グラム減少しました。目標値との差は92グラムです。



【参考】群馬県が毎年公表するランキング表

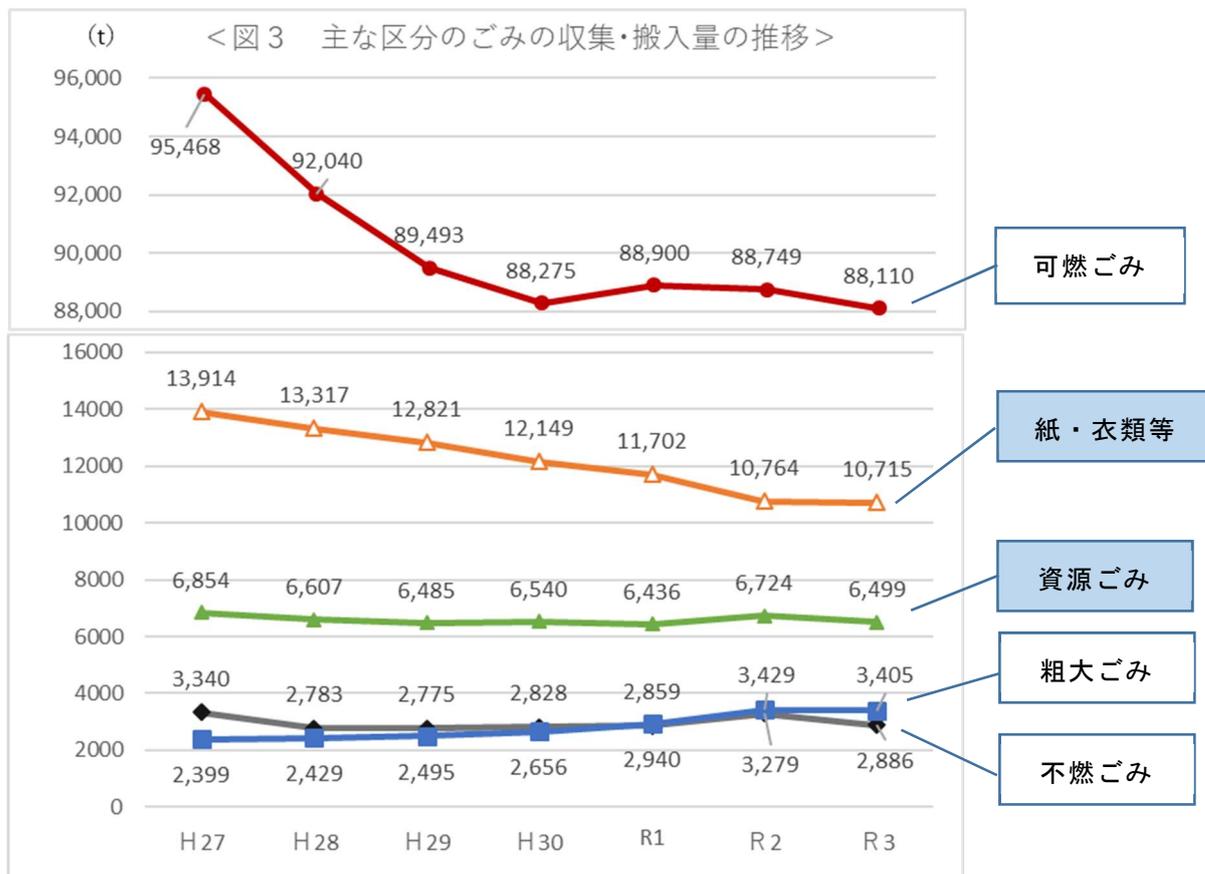
表-1 1人1日当たり排出量の状況

順位	都道府県名	(g/人・日)	順位	市町村名	(g/人・日)
1	京都府	785	1	甘楽町	593
2	長野県	807	2	下仁田町	768
3	滋賀県	822	3	板倉町	771
4	神奈川県	837	4	明和町	795
5	東京都	839	5	南牧村	816
6	香川県	850	6	高山村	827
7	静岡県	858	7	昭和村	833
8	埼玉県	861	8	榛東村	844
9	広島県	877	9	みなかみ町	864
10	岐阜県	878	10	神流町	896
11	沖縄県	881		全国	901
12	熊本県	881	11	前橋市	924
13	奈良県	883	12	吉岡町	944
14	佐賀県	886	13	館林市	954
15	愛媛県	886	14	高崎市	959
16	千葉県	894	15	東吾妻町	964
17	愛知県	895	16	上野村	968
	全国平均	901	17	川場村	970
18	山形県	901	18	みどり市	977
19	兵庫県	901	19	伊勢崎市	983
20	岩手県	908		群馬県	990
21	石川県	913	20	安中市	994
22	大阪府	915	21	太田市	995
23	鹿児島県	921	22	富岡市	1,006
24	栃木県	925	23	玉村町	1,009
25	岡山県	931	24	邑楽町	1,044
26	和歌山県	938	25	桐生市	1,045
27	福井県	938	26	中之条町	1,072
28	福岡県	946	27	沼田市	1,094
29	島根県	946	28	大泉町	1,094
30	三重県	947	29	長野原町	1,123
31	北海道	949	30	渋川市	1,136
32	大分県	950	31	嬬恋村	1,183
33	徳島県	958	32	藤岡市	1,210
34	高知県	958	33	千代田町	1,327
35	宮崎県	968	34	片品村	1,333
36	茨城県	969	35	草津町	1,809
37	長崎県	972			
38	山梨県	972			
39	宮城県	977			
40	山口県	982			
41	秋田県	987			
42	群馬県	990			
43	青森県	993			
44	鳥取県	995			
45	新潟県	1,016			
46	福島県	1,033			
47	富山県	1,039			

※ 令和4年5月30日付け「群馬県の一般廃棄物の排出・処理状況（令和2年度）について」から抜粋

(3) 主なごみ区分の排出量の推移

可燃ごみ及び紙・衣類等は減少傾向、資源ごみ及び不燃ごみはほぼ横ばいとみられますが、粗大ごみは長期的には増加傾向にあります。

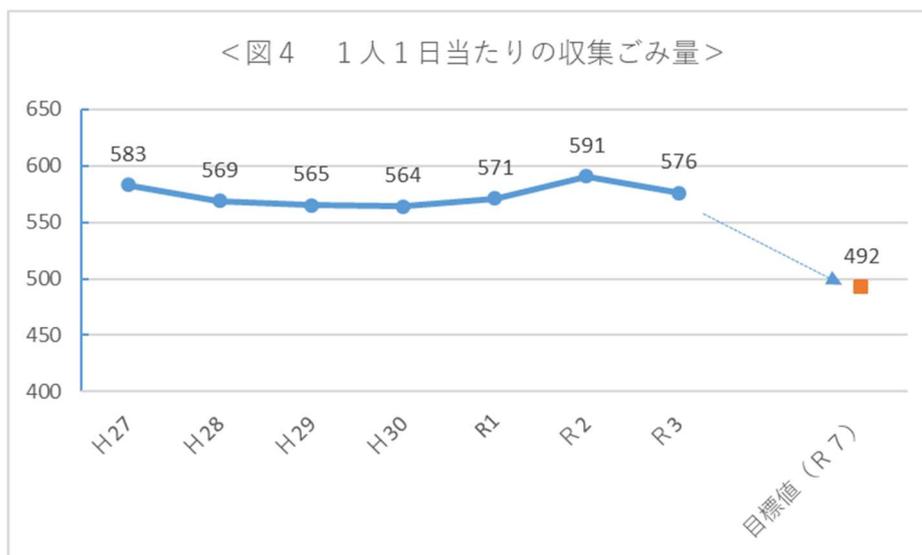


※ 事業系ごみを含む。

※ 紙・衣類等は、有価物集団回収、拠点回収（リサイクル庫）及び分別収集（ステーション収集）の合計

(4) 1人1日当たりの収集ごみ量（家庭ごみのうち「資源ごみ」を除いた量）

令和3年度は576グラムとなり、対前年で15グラム、平成27年度からは7グラム減少しています。目標値との差は84グラムです。



2 ごみ処理業務における火災について

(1) 火災の発生

不燃ごみ処理工場（荻窪清掃工場及び富士見クリーンステーション）を主として、ごみ処理中に火災等が頻繁に発生しています。

火災発生の原因として近年、目立つようになったのが、小型充電式電池やその使用製品です。これらは不燃ごみとして排出されてしまうケースも多く、他の不燃ごみとともに処理される過程において発火・発煙を生じさせています。

＜表2 火災の発生件数＞

（発煙程度のものを含む。）

令和3年度	令和4年度 11月末時点
251件	273件



実験で小型充電式電池に圧力を加えた際の様子

小型充電式電池とは…

乾電池のような使いきりの電池とは異なり、充電して繰り返し使える小型で軽量の電池です。

外部から圧力が加わると内部でショートし発火する場合があります。特にリチウムイオン電池は、内部に可燃性の高い液体が入っているため発火リスクが高いとされています。



小型充電式電池使用製品の例

モバイルバッテリー 電気シェーバー 加熱式たばこ 電動歯ブラシ
ゲーム機 ワイヤレスイヤホン ロボット掃除機 スマートフォン

(2) 本市での小型充電式電池等の廃棄方法（現状）

品目	本市での廃棄方法
<ul style="list-style-type: none"> 小型充電式電池使用製品のうち電池を取り外せないもの （電気シェーバー 電動歯ブラシ ゲーム機 ワイヤレスイヤホン ロボット掃除機 スマートフォン 等） 	家電量販店の小型家電リサイクルを利用 （品目により有料） ※ 電池が取り外せる場合、製品本体は市の不燃ごみや小型家電リサイクルが可
<ul style="list-style-type: none"> 小型充電式電池 モバイルバッテリー 	家電量販店等へ持込み
<ul style="list-style-type: none"> 家電量販店等で回収できない電池 加熱式たばこ等 	一部店舗で店頭引取りあり

3 プラスチック資源循環促進法への対応について

(1) 法の概要

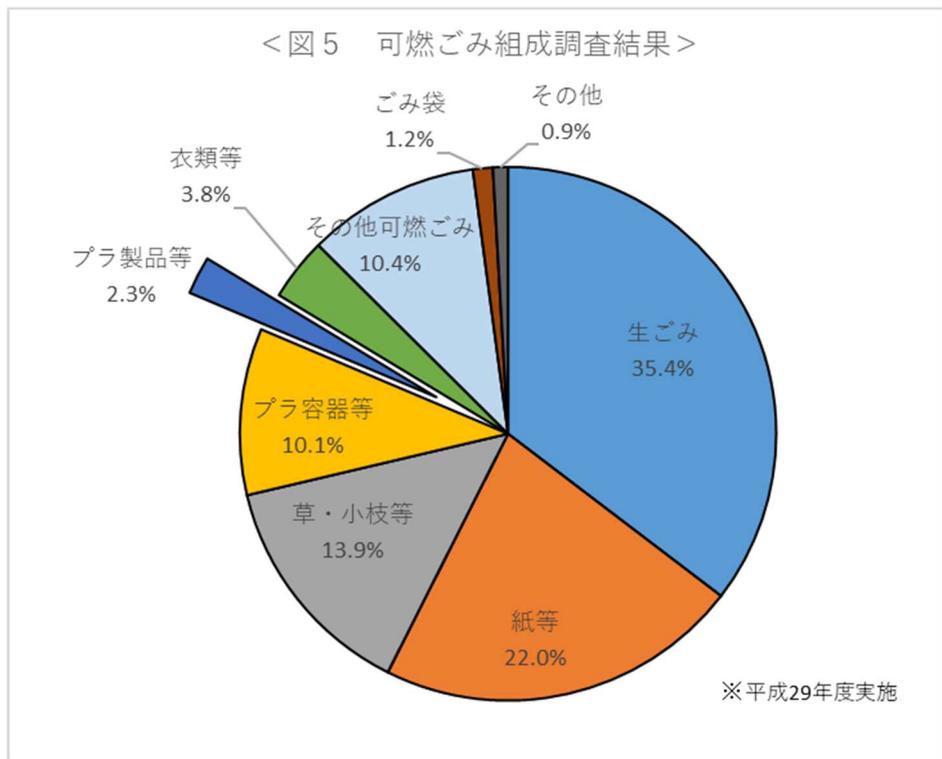
プラスチック資源循環の重要性の高まりを受け、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までにかかわるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するために制定されました。

また、この法律により、容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括してリサイクル処理の委託が可能となりました。

(2) 市町村の役割

市町村は、プラスチック資源の分別収集・再商品化に努めることとされています。

(3) 可燃ごみ中の製品プラスチックの割合



(4) 検討状況

実施に向けて検討しているが、施設面や費用面において課題あり。